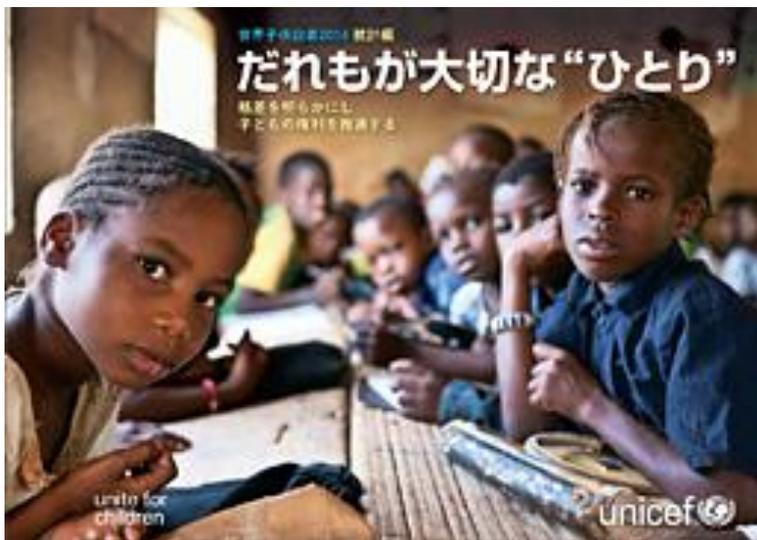


## ロビー展 ユニセフパネル

### 「私も学校へ行きたい」

期間：**3月27日**（月）まで

場所：福山市人権交流センター ロビー



途上国の子どもにとって学校は、「行きたくても行けない場所」です。どんなに友達に会いたくても、一緒に学校で勉強したくても学校に通うことができない子どもは、世界で約 5,800 万人とされています。その原因は、貧困であったり、病気であったり、性差によるものであったり、国内の紛争だったり、理由が複雑に絡み合って存在しています。

教育を奪われた子どもたちは、自分の才能を伸ばすことができない、将来の夢が持てない、夢を持ってもそれを実現できない、など多くの問題を抱えます。

「学校へ行きたい」という強い願いや、「学ぶ喜び」の姿を、写真パネルにしたものを展示しています。ユニセフの活動を多くの方々に観ていただき、私たちにできる支援について一緒に考えてみませんか。

### 部落差別解消推進法が施行されました。

2016年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活上で様々な差別を受けるなどの、わが国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇の事案のほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。

差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

部落差別のない社会の実現に努めていきましょう。（裏面に条文を掲載しておりますのでご覧ください。）

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する情報の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 2016年ふくやま 人権・平和フェスタをふり返ってみよう!

2016年12月11日(日)に開催された、2016ふくやま 人権・平和フェスタの様子をパネルにして1Fロビーに展示しています。来館の際ぜひ、ご覧ください!



**人権交流センターをご利用ください!!**  
**団体交流室の登録申請も随時受付中!!**

### 貸し室

福山市人権交流センターでは、さまざまな人権問題の解決に向けて共に考え、交流する場として部屋をお貸ししています。多くの市民・団体・グループの方々のご利用をお待ちしております。

※このような場合は、利用できません。

◎営利を目的とする場合

◎施設の設置目的に適合しない場合

◎政治活動や宗教活動を目的とする場合

階	室名	収容人数	階	室名	収容人数
1階	大ホール	400人	4階	研修室1(和室)	10
	会議室	40		研修室2(和室)	20
2階	会議室	50		実習室	5
3階	会議室1	60	5階	研修室1(和室)	20
	会議室2	40		研修室2(和室)	16
	学習室	90		研修室3(和室)	16
4階	会議室	80		研修室4(和室)	16